

審査委員会によるヒアリングについて

平成15年2月28日

1. 日程等

- (1) ヒアリングを実施する場合には、日時・場所を入札参加者あて通知する。
- (2) この場合、まず グループ、次に グループ、最後に グループの順序でヒアリングを行う。
- (3) 入札参加者の グループへの割り当ては、平成15年3月27日(木)の東京の最高気温(気象庁発表、翌日全国紙朝刊掲載)を10倍し整数化したものを6で除し、以下の剰余表により決定する。

6で除すと				凡例	(グループ名の50音順)
割り切れる	S	T	M	S	新日本製鐵グループ
余り1	S	M	T	T	竹中工務店グループ
余り2	T	S	M	M	三井不動産・鹿島建設・大林組・清水建設グループ
余り3	T	M	S		
余り4	M	S	T		
余り5	M	T	S		

2. 注意事項等

- (1) 実施する場合の注意事項等は1.(1)同様に通知する。
- (2) 以下の想定案を参考とされたい。

注意事項等(想定案)
<ul style="list-style-type: none"> ・他入札参加者との情報交換を行う等、公正な競争を阻害したと認められる場合には、両者の提案を不採用とする。 ・提出書類のみ(他の説明用資料、プレゼンテーションツール、模型等持ち込み不可)を用いて入札参加者が概要説明を行い、その後ヒアリングを行う。 ・質問への回答はヒアリング時間内に口頭によって行うものとし、当日、後日を問わず、追加回答、追加提出書類等は一切認めない。 ・入場人数は制限するが、回答作成のためヒアリング時間内に外部連絡を行うことを認める。 ・入札価格を類推させる発言・行為を行った場合は提案を不採用とする。 ・回答上必要な場合を除き、企業名は極力用いないこと。 ・進行について審査委員会の指示に従わない場合は退場を命じることがある。